

ジェレミイ・ベンサムの思想に関する一考察

山 田 寿 一

目 次

序

- I) J.ベンサムの功利主義思想
- II) 個人主義私法原理におけるJ.ベンサムの基本理念
- III) J.ベンサムの民法原理
 - 1. 私法の4目的
 - 2. 自由放任政策
 - 3. 私有財産権の確立
 - 4. 財産平等の意義（共産制の否定）
 - 5. 私有財産の「安全」
 - 6. 貧乏論

結 語

序

福祉思想の一環として、今回は、J.ベンサム (Jeremy Bentham) をとりあげてみた。

ベンサムの思想は、周知のごとく、のちのフェビアン協会 (Fabian Society) の思想的指導者と唱われるシドニー・ウェップ (Sidney Webb) に強い影響を与えている。ウェップ自身、1921年秋の、フェビアン協会主催の講演会で、「フェビアン協会の目標は、最大多数の最大幸福であって、その点において、ベンサムの理想を自らの理想とするものである。」と語っていることからわかる。

そこで本稿は、ベンサムの、とりわけウェップの産業民主主義論 (Industrial

Democracy, 1897.) の理論的主柱となっている 独占的支配排撃論 を 主軸に, “The Theory of Legislation, 1911.” “The Works of Jeremy Bentham, edited by John Bowring, 1962.” 並びに阿部源一博士著「経済政策の思想的背景」を援用しながら考察してみた。

Ⅰ) J.ベンサムの功利主義思想

J.ベンサム (Jeremy Bentham) の功利主義の基本的性格は、徹底した個人主義思想であり、その国家観は徹底した自由放任国家論である。また、自由資本主義の強力な擁護論でもあった。では、何故フェビアン社会主義者である、シドニー・ウェッブ (Sidney Webb) がベンサムに共鳴したのであろうか。

以下、項を追って考察してゆくこととする。

まず、ベンサム思想の出発点となる功利主義 (Utilitarianism) は、果たしていかなるものであろうか。かれは、“Principles of Legislation, 1911.” において、つぎのように説いている。“Nature has placed man under the empire of *pleasure* and of *pain*.⁽¹⁾ We owe to them all our ideas; we refer to them all our judgments, and all the determinations of our life. He who pretends to withdraw himself from this subjection knows not what he says. His only object is to seek pleasure and to shun pain, even at the very instant that he rejects the greatest pleasures or embraces pains the most acute. These eternal and irresistible sentiments ought to be the great study of the moralist and the legislator. The *principle of utility* subjects everything to these two motives.”⁽²⁾

それでは「功利」とは何であるのか。かれによれば、“*Utility* is an abstract term. It expresses the property or tendency of a thing to prevent some evil or to procure some good. *Evil* is pain, or the cause of pain. *Good* is pleasure, or the cause of pleasure. That which is conformable to the utility, or the interest of an individual, is what tends to augment the total sum

of his happiness. That which is conformable to the utility, or the interest of a community, is what tends to augment the total sum of the happiness of the individuals that compose it.”⁽³⁾ 一個人の幸福の量は利益の量に比例し、一社会の幸福の量はこれを構成する各個人の幸福に比例する。ここに、ベンサムの「最大多数の最大幸福」(The Greatest Happiness of the Greatest Number)が導き出される。

H. ラッシュダール (Hastings Rashdall) は、ベンサムの功利説を分析してつぎのように述べている。

① われわれは常に、行為をなすその瞬間において、最大の快楽を求め苦痛を避けようとする。

② すべての行為の動機は、すべて将来の快楽である。ただし、その将来の快楽は必ずしも最強度のものとは限らない。遠い大きな快楽よりも、近い小さな快楽を愛好することもありうる。

③ すべての行為の動機は、常に全体において、最大量の快楽を求めることである。⁽⁴⁾

そして社会はそれを構成する各成員の総計であるから、社会の幸福は各成員の幸福の総計である。

上述より、ベンサムの功利主義は、心理的快楽説 (Psychological hedonism) である (ラッシュダール①)。なぜなら人性 (human nature) は心理上必然的に快楽を求めるからである。⁽⁵⁾ ベンサムの理論においては、快苦はどこまでも、個人の快苦として考えられている。かれにとってこの世に人間として実在するものは個人のみであり、社会とはたんに頭の中で作りあげられた実体のない虚構、擬制的な団体 (fictitious body) にすぎない。⁽⁶⁾ したがって、社会の利益すなわち公益といっても、それは社会の成員である個々人の利益を合計したものにはかならない。公益は個人利益の数量的集成と考えられる。それゆえ、ベンサムの功利主義は、心理的快楽説であるのみならず「量的快楽説」(Quantitative hedonism) であって、「質的快楽説」(Qualitative hedonism) ではない (ラッシュダール③)。

快樂説は古代ギリシャのソフィスト (Sophist) の思想であり、それはソクラテス (Sokrates)、プラトン (Platon) の道義的人生観や普遍主義的国家観とは対照的に、個人主義思想である。この思想は、近世ヨーロッパに復活して、イギリスにおいてはロック (J. Locke) やヒューム (D. Hume) の功利主義思想となって発展し、それがベンサムにいたって大成されたのである。

このように、功利主義は、本来は個人主義思想である。しかし、ベンサムの功利主義は、「最大多数の最大幸福」を強調するので、それは単なる「利己的快樂説」(Egoistic hedonism) ではなく、自他を包含する公衆一般の快樂を目的とする「普遍主義的快樂説」(Universalistic hedonism) であるし、またそこにのみ、この功利主義の本領がある。しかし、一面において個人の心理的性質を個人的快樂のみに求めて置きながら、他方において一般公衆すなわち最大多数者の快樂を求めようとすることは、いかにしてこれを矛盾なく説明できるのであろうか。このことが問題として採り上げられるのである。

そこでベンサムは、「個人の集合し総合した総計 (sum) が社会であるから、各個人がその利己的な活動を行なうことにより、個人の幸福が増すならば、従ってまた社会の幸福も増す。」⁽⁷⁾ と述べることにより、これを説明した。⁽⁸⁾

個人の利己主義が、いかに社会の利益と合致できるかという問題については、ベンサム以前にも、アダム・スミス (Adam Smith) の有名な「見えざる手」(invisible hand) の解釈があり、さらにさかのぼっては、マンドヴィル (Bernard de Mandeville) の「蜂の寓話」⁽⁹⁾ の解釈がある。

マンドヴィルはこの問題を「私人の悪徳・公共の利益」というように、自然的調和の力によって解釈できると信じた。スミスもまた「見えざる手」の導きによって予定調和的な樂觀論に立っていた。しかし、ベンサムはそのような情緒的な自然的調和の考え方はとらず、議会主義にその解決方法を求めた。すなわち、議会を中心とする民主主義においては、統治者と被統治者とが同一であるから、「最大多数の最大幸福」が必然的に政治の目的となり、民衆の利益すなわち公共の利益という理想が実現するものとかれは考えた。さらに換言するならば、民衆

の主権を至上のものとすることによって、私益追求を公益増進と両立させようとしたのである。⁽¹⁰⁾

ベンサムが「最大多数の最大幸福」というからには、かれの志向するところが社会の福祉にあったことは明瞭である。そこで、一見すると、マンドヴィルの唱導したところとは異なり、むしろシャフツベリ (Anthony Ashley Cooper, Earl of Shaftesbury) やハチスン (Francis Hutcheson) 等の道徳哲学者の主張に近いように思われる。しかし、それはベンサム主義の帰結であって、そこに到る前提はあくまでも個人を本来利己的なものとする立場である。

これがベンサムを、アダム・スミスに結合し、さらに遡ってかれをマンドヴィルの系譜に列せしめるゆえんである。三者はいずれも利己心の認識から出発して、それぞれの過程を経て社会利益の実現を期待しているのであって、起点と終点においては、大体一致している。これらの個人主義思想家に共通しているのは、社会の利益、すなわち公益というものを、たとえばスコラ学者のように、秩序的統一体 (unitas ordinis) とはみなさないで、個人利益の数量的集積と考えることである。⁽¹¹⁾

しかし、私利追求を公益増進と両立させようとする問題の処理方法については、ベンサムとマンドヴィルとでは著しく異なっている。マンドヴィルは思想の基調を「悪徳」の自然的作用においているが、ベンサムは個人の自利心を法制によって調整しようとし、「悪徳」退治を強調する。これら悪徳のうちで、ベンサムがとくに警戒し、排撃したのは諸職者の私利私欲であった。これはちょうど「蜂の寓話」の前半に登場するもろもろの役者にみられる私益追求に該当する。しかもマンドヴィルはかれらを嘲笑はするが、決して責めてはいない。かえって“Thus every part was full of vice, yet the whole mass a paradise.”⁽¹²⁾ といって自然の調和を讚美している。これに反して、ベンサムはこういう悪徳を「忌むべき利益」(sinister interest) と呼んで敵視している。「最大多数の最大幸福」の実現はこれによってゆゆしい妨害を受けるから、功利主義の立場からは許すべからざる仇敵なのである。したがってベンサムの急進的改革は先ず諸々の

ジェレミイ・ベンサムの思想に関する一考察

シニスター・インタレストの排撃から開始される。かかる伏魔殿の利益のさいたるものは国王の私利私欲であるとし、ベンサムは君主制にもっとも強く反対し、貴族政治もまた少数者の私利私欲の満足の道具に供されるから不可として、これをしりぞけ、そして徹底した普通選挙にもとづく民主主義のみが、「最大多数の最大幸福」をもたらし得る政治形態であると主張したのである。⁽¹³⁾ さらにまた、シニスター・インタレストは政治の方面ばかりでなく、あらゆる職域に巢食いうる。宗教には僧侶団の自己利益、法律には法律家団体の自己利益、学問には学者団体の自己利益、経済には経済階級の自己利益、国防には軍閥の自己利益などがそれぞれ公益を圧倒して暴威を逞しくする危険は、いかなる社会にも現存する。民主政治のもとでも、党利党略をこととする政党の利己主義的傾向はすでに常識となっている。ベンサムからみれば、これらはことごとく呪うべき悪質利益である。いずれもベンサムの功利主義的試問「それは社会の利益にいかん奉仕しているか」に満足な回答のできない社会悪である。こういう諸悪を撃破するのが哲学的急進論者 (philosophical radicals) の運動であり、19世紀前半におけるイギリス社会史を綴っためざましい出来事である。そこに個人主義から出発して、一種の社会主義に到達した発展の経路が跡づけられる。⁽¹⁴⁾

ベンサムの主張が大きな反響と効果をもたらししたのは、それが歴史的に妥当性があったからである。この妥当性とは、イギリス新興階級たるミドル・クラス (middle class) の社会的要請への応答を意味していた。ベンサムの時代において、社会法制的にもっとも強く解放を要求し、かつようやくその準備が整っていたのはミドル・クラスであって、ベンサムがシニスター・インタレストとしての封建勢力の打倒を目ざして、その幸福のために闘った「最大多数者」なるものは大体において、ミドル・クラスと同一内容をもっていたのである。要するに、ベンサムは市民社会の確立に一つの偉大な歴史的役割を果たした人物である。⁽¹⁵⁾

このようなベンサムの思想は、市民社会と自由資本主義の確立に偉大な役割を果たしたのみならず、フェビアン社会主義者、とくにシドニー・ウェップに強い影響を与えた。著しくイギリス的であるフェビアン協会 (Fabian Society) によ

る社会主義の運びかたには、19世紀初頭に活躍した哲学的急進論者のグループと相通じるものが少なからず見出される。フェビアン協会は、1884年ロンドンにおいて、F.ポドモア (F. Podmore)、シドニー・ウェップ等により設立された漸進的社会主義の教育および宣伝団体である。⁽¹⁶⁾ それは当初からミドル・クラスの色彩を帯び、もっぱら実践を尊び、理論的ないし哲学的思惟を排した。また階級闘争の方法をとらず、議会中心の民主主義に即する社会改造を綱領としている。これらはいずれもベンサム一派と共通する特徴である。「熟よりも光を」というフェビアンたちの口号はかれらが、哲学的急進論者と同じように、世論の啓発に重きをおいて、社会教育に熱心であることを示すものである。かれらはまた、ベンサムと同じように、諸経済階級がシニスター・インタレストに墮することを警戒している。「フェビアン協会の目標は最大多数の最大幸福であって、その点において、ベンサムの理想を自らの理想とするものである。」とは、1921年秋、同協会主催の講演会におけるシドニー・ウェップの言葉である。同じことをウェップは、「われわれの信条は産業が、雇主にせよ、労働者にせよ、これに従事する人々の利益ではなく、全社会のために運営されなければならないということにほかならない。……われわれ社会主義者が産業の管理と利益とを要求するのは、鉱山労働者や製靴工や商店員のためではなく、一般市民のためである。」⁽¹⁷⁾ とも言っている。

ウェップがベンサムに対して特別の関心をもっていたことは、フェビアン協会創立10年の後、協会のあり方について論じた言葉からも充分理解できる。すなわち「われわれはわれわれの仲間にベンサムやジェームス・ミル (James Mill) のような器量をもった人間をかぞえることはできないとしても、またわれわれに今世紀初頭の哲学的急進論者たちの富も地位もないとしても、なお、われわれの直面している仕事はかれらのものと類似している。社会主義者たち——すなわちフェビアン協会員たち——は現代のベンサム党である。」⁽¹⁸⁾ と。またフェビアンの理論的指導下にあるイギリス労働党も、1920年に、「ベンサムにかえれ」(Back to Bentham) を主張したことがある。⁽¹⁹⁾

ジェレミ・ベンサム思想に関する一考察

上述したように、ウェッブはベンサムの「最大多数の最大幸福」の思想に強い影響をうけたのである。ベンサムは「最大多数の最大幸福」の追求のため、人類の欲望を充分発揚せしめる法律組織を立てるべき法律原理をつくった。すなわち、法律原理は個人の利益を基礎とする「最大多数の最大幸福」であって、一個人の功利に合するところのものは、その人の幸福の総計を増すわけであるし、同様に各個人の幸福を増すことは——社会はそれを構成する各個人の総計であるから——また社会の幸福の総計を増すことにほかならない。換言すれば、立法の目的は社会功利の原理、すなわち「最大多数の最大幸福」である。

そこで、次稿において、個人主義私法原理におけるベンサムの基本理念について考察する。

注

- (1) 快苦はベンサムの道徳体系において重大な意義をもつとともに、それが行為の根本動機をなしている。言葉の豊富なベンサムによると、pleasure と同義語は、それと同じ心の状態を示す言葉をすべて含み、またその心の状態を生ずる原因をも快樂と呼んでいる。ベンサムは同義語として以下の言葉をあげている。

1. gratification
2. enjoyment
3. fruition
4. indulgence
5. joy
6. delight (delectation)
7. hilarity
8. merriment
9. mirth
10. gaiety
11. airiness
12. comfort
13. solace
14. content
15. satisfaction
16. rapture
17. transport
18. ecstasy
19. bliss
20. joyfulness
21. gladness
22. gladfulness
23. gladsomeness
24. cheerfulness
25. comfortableness
26. contentedness
27. happiness
28. blissfulness
29. felicity
30. well-being
31. prosperity
32. success
33. exultation
34. triumph
35. amusement
36. entertainment
37. diversion
38. festivity
39. pastime
40. sport
41. play
42. frolic
43. recreation
44. refreshment
45. ease
46. repose
47. rest
48. tranquillity
49. quiet
50. peace
51. relief
52. relaxation
53. alleviation
54. mitigation

これらの心の状態はすべてベンサムのいう快樂である。pain の同義語も快樂の

ジェレミイ・ベンサムの思想に関する一考察

ばあいと同様である。すなわち、

1. vexation
2. suffering
3. mortification
4. humiliation
5. sorrow
6. grief
7. mourning
8. concern
9. distress
10. discomfort
11. discontent
12. dissatisfaction
13. regret
14. anguish
15. agony
16. torture
17. torment
18. pang
19. throe
20. excruciation
21. distraction
22. trouble
23. embarrassment
24. anxiety
25. solicitude
26. perplexity
27. disquiet
28. disquietude
29. inquietude
30. unquietness
31. discomposure
32. disturbance
33. commotion
34. agitation
35. perturbation
36. disorder
37. harassment
38. restlessness
39. uneasiness
40. discontentedness
41. anxiousness
42. sorrowfulness
43. sadness
44. weariness
45. mournfulness
46. bitterness
47. unhappiness
48. wretchedness
49. misery
50. infelicity
51. melancholy
52. gloom
53. depression
54. dejection
55. despondence
56. despondency
57. despair
58. desperation
59. hopelessness
60. affliction
61. calamity
62. plague
63. grievance
64. misfortune
65. mishap
66. misadventure
67. mischance

(Jeremy Bentham; *A Table of The Springs of Action. —The Works of Jeremy Bentham*, edited by John Bowring, vol. I 1962—pp. 205~206.)

- (2) Jeremy Bentham; *Principles of Legislation—The Theory of Legislation*, 1911—p. 2.
- (3) J. Bentham; *Principles of Legislation*, p. 2.
- (4) Hasting Rashdall; *The Theory of Good and Evil, a treatise on Moral Philosophy*. vol. 1, 1907, pp. 7~8.
- (5) H. Rashdall; *ibid.*, p. 7.
- (6) J. Bentham; *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation. —The Works of Jeremy Bentham*, edited by John Bowring, vol. I 1962—p. 2.
- (7) J. Bentham; *Principles of Legislation*, p. 2.
- (8) ベンサムが一方において人間性を利己的傾向がある、とみながら、他方において公衆すなわち最大多数者の快樂を求めるものであるということを説くには、多くの論理的ギャップがある。たとえば、ベンサムは心理的事実としての人性を利己とみなし、論理的規範としての人性を利他とみなしたと解釈（河合栄治郎『社会思想史

ジェレミイ・ベンサム思想に関する一考察

研究』第一巻、大正12年108頁)すべきなのであろうか、または、快樂を求めるところ一般をただ事実にとどまらず、倫理的主体がまさに追求すべき善とみて、その倫理的主体の集合を社会と解することにより、個人の快樂の量が多ければ多いほど社会の快樂の量もそれだけ多くなると解釈(平野義太郎『ベントム・最大多数の最大幸福』昭和23年34頁)すべきなのであろうか。この点については古くから解釈ならびに非難がある。(Paulsen, System der Ethik 1. ¹¹/₁₂. Aufl. 1921. S. 246; Cohn a.a.O., S. 59-61. 河上肇『資本主義経済学史的発展』大正13年 18版 329頁)

- (9) 『蜂の寓話』(Bernard de Mandeville; The Fable of the Bees; or, Private Vices Publick Benefits, 1705) は、18世紀初頭のイギリスの繁栄の陰に、虚飾と偽善がはびこっているようすをうたった狂歌であるが、同時にそれは、古い貴族主義のモラルがはかない欺瞞と化し、なかみの見えすいた形骸になりさがっていく背景に、新しく社会的に台頭してきつつある近代市民階層の露骨な營利追求の態度が、そのまま新しいモラルとして確立しはじめていることを示唆するものであった。「武士は食わねど高楊枝」といったみえをはっていた貴族や僧侶の階級は、商売人や工場経営者などの平民のものどもが、どんどん利潤をあげて生活を豊かにしていくのを見て、かれらを悪漢とよんでののしった。そのくせ貴族や教会自身は、陰では田舎に広大な土地をもつ領主として、農民をいじめ、苦しめていた。ところが、ロンドンとイギリスの繁栄は、実はこの「悪漢」どもがもたらした「けがの功名」だった。そして、もちろん貴族も教会もその大きなおこぼれをもらうことができた。もらいながら、金もうけに顔をしかめることこそ偽善のもっともはなはだしいものである。平民の利潤追求の生活態度は、悪徳であるどころか、これこそが社会全体の生活を幸福なものにしていく原動力ではないか。正直にこの事実を認めて、古い偽善のモラルをすてたらどうか。これがマンドヴィルの『蜂の寓話』の根本精神であった。今や虚栄の殻をかぶったうわべだけの道德ではなく、自然のままの人間の利己的動機こそが、かえって公共の福祉に資するるのであるという逆説が、ロンドンの大道を濶歩しはじめた。マンドヴィルが「私人の悪徳は公共の利益である。」とか「悪漢化して正直者となる。」といったのはすべてこの意味においてである。
- (10) 上田辰之助著「蜂の寓話——自由主義経済の根底にあるもの——」昭和25年 244頁
- (11) 上田著 上掲書 241~243頁
- (12) B. Mandeville; *ibid.*, p. 9.
- (13) 上田著 上掲書 246頁
- (14) 上田著 上掲書 246頁

- (15) 上田著 上掲書 248頁
- (16) 草創期のフェビアン協会に関しては、本学論叢第10巻「草創期のフェビアン協会に関する一考察」を参照されたい。
- (17) Sidney Webb; Socialism; True and False, Fabian Tract No. 51.
- (18) S. Webb; *ibid.*,
- (19) Socialist Review, 1930., Wallace, "Bentham", Contemporary Review, Jan. 1926.

II) 個人主義私法原理における J.ベンサムの基本理念

文芸復興に礎石を置く個人の覚醒は、近世における主我的合理精神をよびさました。この主我的精神は、封建文明のもとに成立した身分制度、干渉立法を打破するために、長い間大いなる努力をしなければならなかったが、私法の範囲においてもこの主我的合理精神がこういう時代の立法の指導原理とならざるを得なかった。人民が絶対主義下の身分制度、干渉立法の束縛から解放されるためには、個人の自律的活動が主張されざるを得ない。このような個人が絶対主義王制のもとにおける不当な干渉から解放され、個人の自律的活動が高調されるためには、一定の目的原理がなければならない。ここにおいて、ベンサムは、その功利主義を基本として、個人の利己心を強調し、個人の主我的精神をよびおこし、しかも資本主義の発展期にふさわしく、最大多数の最大幸福を高唱したのである。ここにおいて、その利己心、自利心を基礎とする私法の目的は、自由放任、私有財産権の確立と安全、契約の自由などもろもろの根本原理を打ちたてたのである。

そこで、個人主義私法原理を創説したベンサムの基本思想について、かれの著である「民法原理」(Principles of the Civil Code)を通して考察してゆくことにする。

まず、第1に、なぜ「民法原理」が書かれるにいたったかについてみてみることにする。

当時、ベンサムは市民民衆のための法律家であり、官僚のための法律家ではなかった。近世における功利的個人主義はまず経済思想もしくは政治思想として考

えられはじめた。“Curiosity has for a long time been ardently exercised upon political economy, upon penal law, and upon the principles of government.”⁽¹⁾すでにこの功利主義の立場から、法律の分野においても、刑法が応報主義を排斥し目的主義に向かって転換が試みられるにいたったのであるが、民法にたいしては注意をむける者はほとんどなかった。“Civil law is that which has the least attraction for those who do not study jurisprudence as a profession.”⁽²⁾このようなわけで“Civil law has not yet come out of the narrow enclosure of the bar.”⁽³⁾なのであり、“Its commentators sleep in the dust of libraries.”⁽⁴⁾なのである。また、“The public knows not even the names of its sects; and regards with a mute and ignorant respect these numerous folios, those enormous compilations, ornamented with the pompous titles of Bodies of Law, and Collections of Universal Jurisprudence.”⁽⁵⁾、“In fact, it inspires a kind of terror.”⁽⁶⁾このような状況のもとで、ベンサムは市民のための法律家としてたちあがったのである。しかも、経済的、政治的個人主義学説も、それが社会制度、ことに人民の私法制度に関するかぎり、その実際上の効果を有するためには、必ず既存の私法制度の確立・廃止ないしは立法等新しい法律の制定を予定しなければならないであろう。それならば、この経済上、政治上の個人主義、自由主義が私法の改廃ないし制定を予定する以上、経済的・政治的個人主義は私法上の個人主義として、「民法原理」のうちにみずからの主義を組みたてなければならないであろう。このような私法的構成を欠く個人主義は漠然たる経済論ないしは空疎な政治論に終らねばならないからである。そこでベンサムはこの「民法原理」を立てて、その個人主義を組みたて、私法における学的体系を樹立したのである。⁽⁷⁾

さて、ベンサムの「民法原理」は、権利と義務の本質からはじめられている。それは、私法上のすべての関係（たとえば、財産、その安全、契約）は、結局権利と義務とに要約できるからである。⁽⁸⁾このように、ベンサムは権利と義務とを私法の根本理念としているが、とくにまた権利のみを私法の中心観念としている。

そもそも、すべての法は人の生活上の利益を保護することを目的としているのであるから、この法により保護される利益が権利の内容となっている。⁽⁹⁾ ところでベンサムによれば、「利益」はただ権利の内容であるばかりか、権利の本質そのものである。というのは、法みずからが功利のために制定されるものである以上、その法が人民に権利を与え、その楽しみをうけさせる理由は、人民の利益を促進させ、その福利を増進させるためである。もしそうであれば、法によって設定され、保護される権利は、結局、最終目的を利益そのものの享受に見出すのである。それならば、利益はただ単なる手段でなく、最終目的そのものである。権利の内容として、その目的のための手段ではなく、権利そのものの本体なのである。このようにして、ベンサムにとっては、権利の本質は利益なのである。⁽¹⁰⁾

上述のように、権利の本質は利益であるが、この権利は必ず義務と対応するというのが、ベンサムの考えである。一方において利益が生じれば他方において必ず「不利益」「苦痛」が生じなければならない。この「不利益」がすなわち「義務」にほかならないのである。ベンサムは、法と権利と義務とを常に同時存在、すなわち相応関係にあるものと解釈し、そのおのおのの本質を「功利」「利益」「便宜」の基礎の上に説明するのである。以上のことをベンサムは「民法原理」においてつぎのように述べている。

“All the objects which the legislator is called upon to distribute among the members of the community may be reduced to two classes:—1st. *Rights*. 2nd. *Obligations*. Rights are in themselves advantages, benefits, for him who enjoys them. Obligations, on the contrary, are duties, charges, onerous to him who ought to fulfil them. Rights and obligations, though distinct and opposite in their nature, are simultaneous in their origin, and inseparable in their existence. In the nature of things, the law cannot grant a benefit to one without imposing, at the same time, some burden upon another; or, in other words, it is not possible to create a right in favour of one, except by creating a corresponding obligation imposed upon

another.”⁽¹¹⁾ そうして、立法者が人に権利を付与するのは、それが「快樂」であるからであるのに反し、それに対応する義務はその本質として「嫌悪」であるにほかならない。このことをベンサムはつぎのように述べている。“The legislator ought to confer rights with pleasure, since they are in themselves a good; he ought to impose obligations with reluctance, since they are in themselves an evil.”⁽¹²⁾

以上のように、ベンサムは権利の内容と本質とを個人の利益においている。その内容と本質とを、利益に求める点から、個人の利益のみが私法の中心観念となり、したがって権利のみが私法の中心理念となるのである。ここで注意すべきことは、その利益が常に個人の功利に委ねられ、その個人的快樂を基本として考えられたことである。⁽¹³⁾

私法、権利および義務について、ベンサムがいかにかこれら並びにその関係について考えたかを以上考察してきた。すなわちベンサムにおける個人主義的私法原理の基本理念はこのようにして定められたのである。⁽¹⁴⁾

注

- (1) Jeremy Bentham; *Principles of the Civil Code.*—*The Theory of Legislation*, 1911 (以下 T.O.L. と略す)—p. 88, Jeremy Bentham; *Principles of the Civil Code.*—*The Works of Jeremy Bentham*, edited by John Bowring, vol. I 1962 (以下 Works. vol. I と略す)—p. 299.
- (2) J. Bentham; T.O.L. p. 88, Works. vol. I p. 299.
- (3) J. Bentham; T.O.L. p. 88, Works. vol. I p. 299.
- (4) J. Bentham; T.O.L. p. 88, Works. vol. I p. 299.
- (5) J. Bentham; T.O.L. p. 88, Works. vol. I p. 299.
- (6) J. Bentham; T.O.L. p. 88, Works. vol. I p. 299.
- (7) 平野義太郎著「ベントム・最大多数の最大幸福」昭和23年 53頁
- (8) J. Bentham; T.O.L. p. 89, Works. vol. I p. 299.
- (9) 平野著 上掲書 54頁
- (10) 平野著 上掲書 54頁
- (11) J. Bentham; T.O.L. p. 93, Works. vol. I p. 301.

- (12) J. Bentham; T.O.L. p. 93, Works. vol. I p. 301.
- (13) 平野著 上掲書 57頁
- (14) ベンサムの倫理説が、利己的快樂説 (Egoistic hedonism) でありながら、同時に普遍主義的快樂説 (Universalistic hedonism) に転ずること、すなわち個人的功利主義でありながら、社会的功利主義であることは、権利と義務との本質ならびに関係においても明瞭にあらわれている。すなわち、一面においては、権利は個人の利益そのものであるし、これに反し、義務は不利益そのものである。しかしそうだとすれば、個人的功利主義からいえば、何人も不利益をさけ、利益を追うのであるから、何人も義務を分担する者がいなくなるであろうと心配する人がいるかもしれない。「義務を負うのはより以上の利益を追求するためである。」(J. Bentham, T.O.L. pp. 17~18) したがって、権利と義務とに法律上の拘束力を与えるものは、権利者の側からいっても、義務者の側からいってもやはりおなじく「利益」なのである。ここにベンサムの個人的功利主義は、権利と義務との本質論において徹底されるのである。しかしながら、他面において、法律が人に利益(権利)を付与し、不利益(義務)を負担させるのは、それによって甲権利者の利益が、乙義務者の不利益よりも明瞭に、より以上の価値、利益をもたらすからである。ここに個人的功利主義が普遍主義的功利主義に転ずるモメントが存在するのである。けれどもその普遍主義的功利主義が個人的功利主義を基本とするかぎり、権利の個人主義は遂に個人主義利己主義から脱却することができなかったのである。ここにベンサムの個人主義の本領が横たわっているのである。(平野著 上掲書 61頁)

III) J. ベンサムの民法原理

II) において、社会の人々の間に付与された権利すなわち私権とそれに対応する義務とについて考察した。そこで、本稿では、権利と義務とを領与するには私法はいかなる目的を追求して立法されなければならないかについて考察することにする。

1. 私法の4目的

ベンサムによると、私法の「目的」はつぎの4目的に要約できる。すなわち、その第1は個人の生存、暮らし、生計 (Subsistence)、第2は個人の豊かさ、富裕 (Abundance)、第3は富の平等、貧富の無差別 (Equality)、第4は財産の安

全、安泰、保障 (Security) である。そしてこの4目的を完全にすればするだけ、それだけ社会の幸福の総計は増進される。これらのことをつぎのように述べている。“Investigating more distinctly in what that happiness consists, we shall find four subordinate ends:—Subsistence, Abundance, Equality, Security. The more perfect enjoyment is in all these respects, the greater in the sum of social happiness: and especially of that happiness which depends upon the laws.”⁽¹⁾

ところで、この4目的の相互の間には、軽重本末の序列がある。じつはそれがとりもなおさずベンサムの私法原理をして、もっとも個人主義的、資本主義的たらしめた原因にはほかならないのである。ベンサムは、この「生計」「富裕」「平等」「安全」という私法の4目的の中から、「生計」と「安全」とをもって、目的中の目的、目的と本体としてとくにこれを重視している。これに反して、「富裕」と「平等」とを、「生計」と「安全」とに付随する目的として一段低くみなしている。なぜならば「富裕」は「生計」あつての「富裕」であり、富の「平等」も、富の「安全」があつての「平等」であるからである。富裕も生計の道がたたなければその意義もないし、いくら富を平等にしようといったところで、富の安全がなければ、この平等を実現しえないからである。よって「富裕」と「平等」とは「生計」と「安全」とに付随すべきものである。⁽²⁾ ベンサムは「生計」と「安全」との二つの最高目的のうち、「安全」をもって「最重要な目的」とみなした。このことについて、つぎのように述べている。“In legislation, the most important object is security. Though no laws were made directly for subsistence, it might easily be imagined that no one would neglect it. But unless laws are made directly for security, it would be quite useless to make them for subsistence.”⁽³⁾ また、つぎのような例をあげている。“You may order production; you may command cultivation; and you will have done nothing. But assure to the cultivator the fruits of his industry, and perhaps in that alone you will have done enough.”⁽⁴⁾ こういう財産を「安全」にするという

目的が、すべての目的を圧倒してしまうほどの勢力をもち、神聖な殿堂に祭りあげられる。このことは、財産を「安全」にすることが、封建文明のもとに成立した法律制度を破壊するためには、どうしても確立しなければならない条件であったからではあるが、その後の変化した時代においても、その「財産の安全」という最高目的が自明のものとして無批判に、すべての私法目的の最高位にすえられるにおよんで、ベンサムの私法目的はいちじるしく資本主義的、個人主義的なものとなった。

しかし、もし私法の4目的のうち、「生計」と「平等」とが重視されるならば、個人の生存を保障し、財の平等分配を期そうとする法の社会主義原理が導き出される可能性は充分にあるが、ベンサム自身の理論はそれとは正反対の路線に突き進んだ。

ベンサムの私法原理が個人主義的なものであることは、その自由放任政策、私有財産権の確立、財産平等の意義（共産制の否定）、私有財産の「安全」、貧乏論などに一貫している。

2. 自由放任政策

生活にとって何が利益であるかは、各人が一番よく知っており、何が不利益であるかもまた各人が一番よく知っているから、各人は自分の生計の追求に関しては最上の判定者（the best judge）である。このことをつぎのように述べている。“nature herself has created these motives, and has given them a sufficient energy.Need, armed with pains of all kinds, even death itself, commanded labour, excited courage, inspired foresight, developed all the faculties of man. Enjoyment, the inseparable companion of every need satisfied, formed an inexhaustible fund of rewards for those who surmounted obstacles and fulfilled the end of nature. The force of the physical sanction being sufficient, the employment of the political sanction would be superfluous.”⁽⁵⁾ かような「自利追求」と「自利選択」との仮定のもとでは、自由放任(Laissez-faire)

の法律政策がとられないではおかない。すなわち、社会は、社会の各成員の経済生活にたいして、むしろ干渉を加えず、成員が本能として持っている自利追求と自利選択とにまかし、自然の作用にまかせておけば、かれらはおのずから自分の生計の道をたて、利益を得、幸福をうけ、社会全体の富も、ひいては社会全体の幸福もまた増進するであろう。したがって、「生計」のために法を設けることは、余計なことにならざるを得ないのである。

ここにおいて、ベンサムの「自由放任」立法政策がその根底にすえられるのである。

3. 私有財産権の確立

しかし、法律が人民をして生計の道をたてさせることにまったく無関心であることはできない。そこで、間接に「生計」を保護する方法がとられるべきである。ベンサムはつぎのように述べている。“the laws provide for subsistence indirectly, by protecting men while they labour, and by making them sure of the fruits of their labour. Security for the labourer, security for the fruits of labour; such is the benefit of laws; and it is an inestimable benefit.”⁽⁶⁾

私有財産権は、その「私有」が権利是認の基礎をなしている以上、ただひとりの個人に専属して、その専用に供せられることをもって、その本来の面目とする。所有権が多数の人々に帰属し、協働して総体の完成を理想とする総有制度のごときは、この私有財産権を確立する法律の精神とまさに正反対である。したがって、ベンサムは財産共有の弊害、国富にとっての不利を、つぎのように力説している。すなわち、“There is no arrangement more contrary to the principle of utility than community of goods; especially that kind of indeterminate community where the whole belongs to each of the partners. 1st. It is the source of never-ending discord. Instead of being a state of satisfaction and enjoyment for all interested, it is a state of discontent and disappointment. 2nd. This undivided property always loses a great part of its value for all

the partners. Subject on the one hand to all kinds of depredations, because it is not under the protection of individual interest, on the other it receives no repairs or improvements. Shall I risk an expense of which the burden will be certain, and which will fall entirely upon me, while the benefit of it will be precarious and divided? 3rd. The apparent equality of this arrangement only serves to cover a real inequality. The strong abuse their strength with impunity; and the rich grow richer, at the expense of the poor. The community of goods calls to mind that sort of monster which is sometimes seen to exist, —beasts joined together back to back, in such cases, the stronger always carries off the weaker.”⁽⁷⁾

4. 財産平等の意義（共産制の否定）

私有財産権の確立を強く主張するならば、財産の「平等」を否認することはおのずから明らかである。しかしながら、ベンサムは私法の4目的のうちに明らかに「平等」を掲げたのであるから、これをいかに解すべきであろうか。ベンサムはこのことについて、つぎのように述べている。“I have mentioned equality as one of the objects of law. In an arrangement designed to give to all men the greatest possible sum of good, there is no reason why the law should seek to give more to one individual than to another. There are abundance of reasons why it should not; for the advantages acquired on one side, never can be an equivalent for the disadvantages felt upon the other. The pleasure is exclusively for the party favoured; the pain for all who do not share the favour.”⁽⁸⁾ 全体の福利を増進させるためには、利益と不利益、快樂と苦痛とを平等に均分しなければならないのである。

しかし、ベンサムが「財産の平等」というのは、すでに確立された私有財産権についてである。それゆえ、私有財産権の存立自体を否定して、財の平等分配を意図するものではない。すでに確立された財産権が、その現状のままなるべく

平等におもむくことを期待するだけであるから、その平等は有産者間の平等であって、無産者が有産者にたいして財の平等分配を要求しうるようなものではない。そこで、ベンサムはすぐ言葉をつづけてつぎのように述べている。“Equality may be promoted either by protecting it where it exists, or by seeking to produce it.”⁽⁹⁾

財産の平等を要求することは、私有財産権是認の根本思想にたいして脅威となっている。なぜならば、平等を追求していくと、他人の私有財産に影響を及ぼさざるを得ないからである。私有財産権を擁護する上に、もっとも危険なこの「平等」がつくりだされることを警戒するために、ベンサムはつぎのように述べている。“In this latter case, the greatest caution is necessary; for a single error may overturn social order.”⁽¹⁰⁾ したがって、ベンサムにとっては、財の共有という意味における「財産の平等」「有産者と無産者との平等な財の分配」を否認せざるを得ない。ベンサムは共産的財産制をつぎのように批判している。“If all property were equally divided, at fixed periods, the sure and certain consequence would be, that presently there would be no property to divide. All would shortly be destroyed. Those whom it was intended to favour, would not suffer less from the division than those at whose expense it was made. If the lot of the industrious was not better than the lot of the idle, there would be no longer any motives for industry.”⁽¹¹⁾

ベンサムの平等論は、政治的正義といった観点からのものではなく、あくまでも功利主義の原理からでている。ベンサムは富の効用に関して、効用遞減の法則（後にゴッセン (H.H. Gossen) やジェヴォンズ (W.S. Jevons) によってうけつがれ、限界効用学説の基礎となった）ともいうべきものを認め、これを根拠として、富の分配は平等に近ければ近いほど、最大多数者の幸福を最大ならしめることができると説いた。ベンサムは、富と幸福との関係についてつぎのように論じている。“The object being to examine the effect of a portion of wealth, when it has always been in the hands of the holder, we may lay down the

following propositions;—1st. Each portion of wealth has a corresponding portion of happiness. 2nd. Of two individuals with unequal fortunes, he who has the most wealth has the most happiness. 3rd. The excess in happiness of the richer will not be so great as the excess of his wealth. 4th. For the same reasons, the greater the disproportion is between the two masses of wealth, the less is it probable that there exists a disproportion equally great between the corresponding masses of happiness. 5th. The nearer the actual proportion approaches to equality, the greater will be the total mass of happiness.”⁽¹²⁾

5. 私有財産の「安全」

かようにして、ひとたび確立された私有財産権の保護のみが重視され、財の平等分配が否認されるならば、私法の目的は、結局、私有財産を「安全」にするという、ベンサムの私法目的の最後のものが最上位におかれることとなる。そのことに関するベンサムの有名な言葉はつぎのとうりである。すなわち、“In consulting the grand principle of security, what ought the legislator to decree respecting the mass of property already existing? He ought to maintain the distribution as it is actually established. It is this which, under the name of justice, is regarded as his first duty.When security and equality are in conflict, it will not do to hesitate a moment. Equality must yield. The first is the foundation of life; subsistence, abundance, happiness, everything depends upon it.if property should be overturned with the direct intention of establishing an equality of possessions, the evil would be irreparable. No more security, no more industry, no more abundance! Society would return to the savage state whence it emerged.”⁽¹³⁾

このような思想からして「國家のなすべきこと」は、ただ各個人の経済的活動の自由を保護し、かつその経済的活動によって得た各個人の財産の安全を保護す

るという、換言すれば、国家の活動は自由および安全の維持ということ以外に出るはいけない、という自由放任国家の経済政策が生まれる。ベンサムはこのことに関し、“A Manual of Political Economy, 1793.”においてつぎのように述べている。“With the view of causing an increase to take place in the mass of national wealth, or with a view to increase of the means either of subsistence or enjoyment, without some special reason, the general rule is, that nothing ought to be done or attempted by government. The motto, or watchword of government, on these occasions, ought to be — Be quiet. the attainment of the maximum of enjoyment will be most effectually secured by leaving each individual to pursue his own maximum of enjoyment, in proportion as he is in possession of the means. The art, therefore, is reduced within a small compass; security and freedom are all that industry requires.”⁽¹⁴⁾

ただ、ベンサムは分配問題に関しては極度の楽観的思想をいだいていた。人為の法律をもって妨げないかぎり、富の分配は、時の経過にともない、ますます平等の状態に向かって、たえざる進歩をなすものと説いた。“Is it necessary that between these two rivals, Security and Equality, there should be an opposition, an eternal war? To a certain point they are incompatible; but with a little patience and address they may, in a great measure, be reconciled. The only mediator between these contrary interests is time. Do you wish to follow the counsels of equality without contravening those of security? — await the natural epoch which puts an end to hopes and fears, the epoch of death. When property by the death of the proprietor ceases to have an owner, the law can interfere in its distribution,if they do not permit entails, we see great properties divided little by little, without effort, without revolution, without shock, and a much greater number of men coming to participation in the moderate favours of fortune.

This is the natural result of the opposite habits which are formed in opulence and in poverty.We are at no great distance from those ages of feudality, when the world was divided into two classes: a few great proprietors, who were everything, and a multitude of serfs, who were nothing. These pyramidal heights have disappeared or have fallen; and from their ruins industrious men have formed those new establishments, the great number of which attests the comparative happiness of modern civilization. Thus we may conclude that Security, while preserving its place at the supreme principle, leads indirectly to Equality; while equality, if taken as the basis of the social arrangement, will destroy both itself and security at the same time.”⁽¹⁵⁾

要するに、ベンサムにあっては、社会的観点が考慮されてはいるが、しかし私有財産の「安全」はそれよりも大切な問題とされているのである。

6. 貧乏論

個人主義的法制のもとでは、社会の成員は各自がその経済的生存について全責任をもたされている。なぜなら、自己の快樂は自己が求め、自己の苦痛は自己が避けるのが人性である以上、自己の経済的生存をまっとうすることは、快樂を得ることであり、自己が貧乏に陥ることは苦痛を受けることであるから、だれしも、自己の経済的生存の道をはかることを怠るものはありませんからである。かように、社会の成員にたいして、法律がとくにその経済的生存を保障しなくても、各成員は嘗々としてその生存の道を講ずる。したがって、成員の経済的生存を保障する法律のごときはまったく無用なものである。

貧乏は自分のしでかした禍であるばかりでなく、むしろ「犯罪の一種」(a sort of crime)と認められるべきである。したがって、困窮者は他人を責める資格はなく、自分自身を責めねばならない。貧窮と死は、乱費者をいましめる教訓となるであろう。ベンサムはこのことをつぎのように述べている。“.....It is only

these last to whom poverty can be ascribed as a sort of crime.If misery and death await them, they have nobody to accuse but themselves. Their catastrophe, however, will not be an unmixed evil. It will serve as a lesson to prodigals. It is the execution of a law established by nature—a law which is not, like that of men, subject to uncertainty or injustice. Punishment does not fall save on the guilty, and it is exactly proportioned to the fault.”⁽¹⁶⁾

したがって、社会の成員の生存を保障するような法律の必要を認めない。もし、立法者がかような法律を制定しようものならば、人民をして勤労によらないで扶助をしてもらうことばかり考え、勤労の意志を失わせ、節儉の動機を消滅させてしまう。かような法律は怠惰をそそり、浪費を増加させる結果となる。それゆえ、少なくとも、老人と子供とを除く成人男子にたいしては、その生存を保障しないことが良策である。

このような見地からすれば、救貧は最小限度になされるべきである。救貧は必要以上に多くの人民にたいして施されてはならない。老人や子供とか少くともぎりぎりの必要にせまられている者 (indigent who are in want of what is absolutely necessary) や、まさに餓死しようとしている (starvation) 者にかぎって行なわれねばならない。⁽¹⁷⁾ もしも、この限度をこえて行なわれるならば、怠惰な者を扶養するために勤勉な者を苦しめることになる。ベンサムは、つぎのように述べている。“To go beyond that would be taxing industry for the support of idleness.”⁽¹⁸⁾

このようなベンサムの見解は、1834年の救貧法改正の指導的見解となったのである。

注

- (1) Jeremy Bentham; Principles of the Civil Code. —The Theory of Legislation, 1911 (以下 T.O.L. と略す) —p. 96, Jeremy Bentham; Principles of the Civil Code. — The Works of Jeremy Bentham, edited by John Bow-

- ring, vol. I. 1962, (以下 Works. vol. I. と略す) — p. 302.
- (2) J. Bentham; T.O.L. p. 98, Works. vol. I p. 303.
 - (3) J. Bentham; T.O.L. p. 98, Works. vol. I p. 303.
 - (4) J. Bentham; T.O.L. p. 98, Works. vol. I p. 303.
 - (5) J. Bentham; T.O.L. p. 100, Works. vol. I p. 303.
 - (6) J. Bentham; T.O.L. p. 100, Works. vol. I p. 304.
 - (7) J. Bentham; T.O.L. pp. 194~195, Works. vol. I p. 341.
 - (8) J. Bentham; T.O.L. p. 97, Works. vol. I p. 302.
 - (9) J. Bentham; T.O.L. p. 97, Works. vol. I p. 302.
 - (10) J. Bentham; T.O.L. p. 97, Works. vol. I p. 302.
 - (11) J. Bentham; T.O.L. p. 99, Works. vol. I p. 303.
 - (12) J. Bentham; T.O.L. pp. 103~104, Works. vol. I p. 305.
 - (13) J. Bentham; T.O.L. pp. 119~120, Works. vol. I pp. 311~312.
 - (14) J. Bentham; A Manual of Political Economy, 1793 —The Works of
Jeremy Bentham, edited by John Bowring, vol. III 1962 —pp. 33~35.
 - (15) J. Bentham; T.O.L. pp. 122~123, Works. vol. I pp. 312~313.
 - (16) J. Bentham; T.O.L. p. 128, Works. vol. I p. 314.
 - (17) J. Bentham; T.O.L. p. 132, Works. vol. I p. 316.
 - (18) J. Bentham; T.O.L. p. 133, Works. vol. I p. 316.

結 語

以上、本論において考察したごとく、J.ベンサムの功利思想は、フェビアン社会主義とりわけ S. ウェップに強い影響を与えたものの、ベンサムの思想の根幹は、もともとミドル・クラス解放のための原理であったため、これをそのまま社会主義にとり入れるには無理がある。しかし、ベンサムのいう、いわゆる利益集団の独占的支配を排撃する態度は、ウェップの産業民主主義の理論的根拠の重要な一面をなしている。それは重要生産手段の国有化推進において、官僚的支配を許さず、労働者や消費者の発言権や利益を考慮する民主的管理の必要性の強調は、まさにベンサムのシニスター・インタレスト排撃論の延長とみることができる。創立当初のフェビアン協会の趣旨、すなわち “The Fabian Society consists of

Socialists. It therefore aims at the reorganization of Society by the emancipation of Land and Industrial Capital from individual and class ownership, and the vesting of them in the community for the general benefit. In this way only can the natural and acquired advantages of country be equitably shared by the whole people.”* にもあらわれている。

ウェッブによる産業民主主義は、直接的にはギルド社会主義やサンディカリズムの影響を受けているものの、もっとさかのぼってベンサムの特殊利益排撃論にその源泉を求めることも、十分に理由のあることである。

* E.R. Pease; The History of the Fabian Society, 1916. p. 284. Appendix II.